

大分市 文化財だより 2010年度号

地域の文化財



大分市内の石橋



きんていばし 金隄橋 (大分市上戸次)

1

歴史の道「日向街道」の途中にある吉野川に架けられています。一部改変されているものの、全体的には幕末の雰囲気を残しています。竣工に携わった人々や経緯も分かる貴重な石橋です。



金隄橋碑文



「郷土遺産」の石橋を探そう

大分市内の石橋

大分市内には、めがね橋と呼ばれるアーチ橋や桁橋など石を素材に架けられた橋、いわゆる「石橋」が 30 基以上存在しています。

「石橋」は、景観の美しさ、昔と変わらない懐かしさ、架橋のため労力を惜しなかった人々の想い、石工たちの石積み技術の見事さなど多くの魅力や価値を秘めています。

しかし、その多くはアスファルトで舗装された路面の下や生い茂った草木に隠され、また、新しく橋が架けられたことで撤去されるなど、人々の目から次第に遠ざかっています。こうしたことから、ひっそりと佇みそれぞれの地域をつないできた「石橋」に光をあて紹介します。

参考文献：『伝えたい ふるさとの石橋』 平成 8 年 岡崎文雄 高山淳吉 薬師寺義則
『落穂』 42～43号 大南地区文化財同好会
『豊後一ノ宮西寒多神社 御遷座六百年史』 西寒多神社御遷座六百年祭実行委員会



2 ゆすはら ふるばし
柞原の古橋

柞原八幡宮周辺山中の小道にあり、かつては参道に架かる橋として多くの人々が渡っていました。壁石は、万年橋のように丁寧に擦り合して積まれており、江戸時代の架橋と考えられます。



3 にしたにばし
西谷橋
(市指定有形文化財)

旧街道筋に架けられ、幕末には勝海舟一行も渡ったかも知れません。輪石は美しい弧を描き、隙間無く積まれています。架設期や石工名がわかる、市内で最も古い貴重な石橋です。



4 まんねんばし
万年橋
(県指定有形文化財)

後藤郷兵衛を棟梁とする岡藩の石工集団により、石材である凝灰岩が丁寧に積まれ、架けられました。平成 10 年に修理されましたが、150 年経った今も、当時の姿を残しています。



5 みやぞのちく いしばし
宮苑地区の石橋

専徳寺と賀来川を挟む初瀬井路に架けられています。凝灰岩を板状に加工し、人が渡れるだけの素朴な石橋ですが、地域を繋ぐ橋本来のあり方を感じさせてくれます。



6 めいじ おおいたすいろ
明治大分水路
第 3 区水路橋

横瀬小学校の南西にある 2 連式アーチの水路橋です。東西のアーチは異なる時期に造られており、東側アーチには架設を行った石工三浦庄平、薬師寺宅馬の名が記されています。



7 だんごばし せきひ
団子橋の石碑

今の団子橋より 1km 南へ離れた場所に戦国時代に架けられたといわれる石橋が記念碑として建っています。加工は無く、棒状の石を渡しただけの原始的な橋であったと考えられます。

石橋博士の ワンポイント 情報



江戸時代の石橋

現在、市内には 100 年の歳月を経た石橋が、わかっているだけでも 13 基あります。中でも「西谷橋」(佐賀関)・「万年橋」(西寒多神社)・「金隄橋」(上戸次) の 3 橋は、年代や橋を架けた石工の名前が判明しており、貴重な文化財となっています。

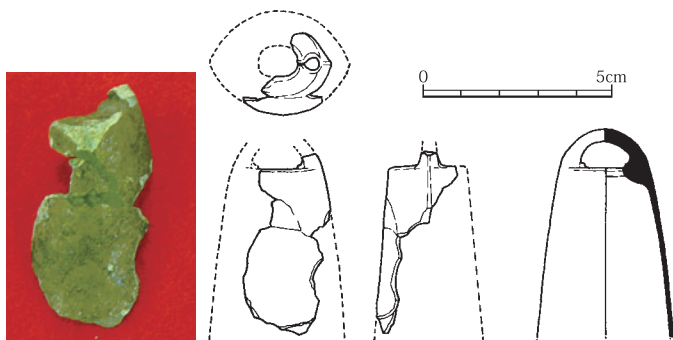
	名称	所在地	架設年代	西暦	築年数	形状	備考
1	金隄橋	上戸次 影ノ木	慶應元年	1865 年	146 年	単一アーチ	石工 専蔵(臼杵)・廣吉(影ノ木)
2	柞原の古橋	上八幡	江戸末期(推定)	—	—	単一アーチ	—
3	西谷橋	佐賀関 大平	文政 7 年	1824 年	187 年	単一アーチ	石工 新左エ門・友蔵
4	万年橋	寒田	文久 2 年	1862 年	149 年	単一アーチ	石工 2 代後藤郷兵衛(犬飼)
5	宮苑地区の石橋	宮苑	—	—	—	桁石橋	凝灰岩製の一枚岩を初瀬井路上に架ける
6	明治大分水路 第 3 区水路橋	横瀬	明治 37・39 年	1904 1906 年	105 年	二連アーチ	東側アーチ 三浦庄平(三佐)・薬師寺宅馬
7	団子橋の石碑	吉野	戦国時代(伝承)	—	—	桁石橋?	凝灰岩製

新指定文化財 新たに「大分市内出土 青銅器」・「原田家宝篋印塔」が指定されました

「大分市内出土 青銅器」 - 大分市指定有形文化財 -

平成22年12月17日、「大分市内出土青銅器」が大分市の有形文化財(考古資料)に指定されました。

下図の小銅鐸^{どうたく}(多武尾[横尾]遺跡出土)は、残存長約4.7cmで、全体の約1/3に該当します。小銅鐸は弥生時代中期に北部九州から大分に持ち込まれたものと考えられ、県内では2例目になります。出土状態から、集落内のマツリに使用された後、廃棄されたと推測されます。また、下郡遺跡群出土の青銅製ヤリガンナも指定されました。これら2点は、北部九州との交流を示す資料であり、大分平野の弥生時代を考察する上で貴重な資料といえるものです。



小銅鐸

小銅鐸実測及び復原想定図

「原田家宝篋印塔」 - 大分市指定有形文化財 -

「原田家宝篋印塔」が「大分市内出土青銅器」と同日付で、大分市の有形文化財(建造物)に指定されました。宝篋印塔とは一般的に経典を納めた塔を指し、鎌倉時代に各地で^{こんりゅう}建立されるようになりました。その形状や意匠^{いしょう}は、時代や地方により変化しています。

「原田家宝篋印塔」は、旧野津原町福宗にある原田家墓地の一角に所在しています。塔全体の形状が細身で、やや簡略された装飾などから、室町時代(15世紀前半～中頃)の作と考えられます。塔身の4面には、仏像の周りを彫り窪め、浮き出るように見せる手法を用いています。現在でも、建造当初の位置をほぼ保っており、周辺の墓石群を含めて野津原地域を代表する石造物と言えます。



原田家宝篋印塔

文化財課からのお知らせ

開発にあたっての
遺跡の取り扱いについて

開発等の事業地の決定

埋蔵文化財の有無の照会

事業地区における遺跡の有無を教育委員会文化財課に照会してください。
遺跡の範囲は、調査などによって変更が生じることがありますので、そのつど照会するようにして下さい。

開発予定地が周知の遺跡外の場合

○事前の届出は必要ありませんが、工事中等に遺跡と認められるもの(土でできた器や井戸跡など)が発見された場合は、文化財保護法九六条(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)の定めにより、その現状を変更することなく、遅滞なく届出をおこなって下さい。なお、開発面積が10000㎡を超える場合はその取り扱いについて事前に協議願います。
(大分市開発行為指導要項)

開発予定地が周知の遺跡埋蔵文化財包蔵地(遺跡内)である場合

○文化財保護法九三条の定めにより、着手の六〇日前までに届出が必要です。

・遺跡の範囲、密度を確認する為に、「確認調査(試掘調査)」を実施する場合があります。

○提出された届出書類を審査した上で後日、遺跡の取り扱いについて、県教育委員会から指示事項の通知が送付されます。

指示事項において、発掘調査の必要性が認められた場合

○市教育委員会と協議をおこない、遺跡の保存が図れない場合は、再度協議をおこないます。

この時、より詳細な遺跡の内容を把握する為に、「予備調査」を実施する場合があります。

○再度市教育委員会との協議の上で、場合によっては発掘調査を実施する事となります。

★遺跡の保存や発掘調査についてのご理解とご協力をお願いします。

※届出書類の様式は、文化財課窓口もしくは大分市ホームページより入手できます。
その他、詳しくは、大分市教育委員会文化財課(097-537-5639直通)までお問合せ下さい。